

(午前10時00分)

○議長（佐藤忠吉） おはようございます。

本日は、東日本大震災発生から満2年を迎えました。

震災により家族を失った方々のこの2年間は、どんな思いで過ごされた日々だったことでしょうか。到底言葉にあらわすことのできない無念さ、寂しさに想像を絶するものと胸が痛みます。

心から哀悼の意を表します。私たちができることは、一日も早く復旧・復興が進み、落ちついたいつもの暮らしが取り戻せるよう政府に呼びかけ、行動を行っていくことが大切であると考えております。

本日、地震発生時刻の午後2時46分に防災放送による黙祷が行われます。本会議中ではありますが、その時間に合わせ、議場にて黙祷を行いますので、ご協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は10人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから第5日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

高橋保議員並びに土田稔教育委員長から欠席届が提出されております。やむを得ない状況と認め、受理したところでありますので、報告いたします。

また、建設課長より議案第21号、22号の町道路線図が提出されましたので、お配りいたしました。ご確認をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第1**、議案第19号 真室川町公の施設における指定管理者の指定についての件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。7番、大友又治君。

○7番（大友又治） ちょっと関連のほうに入るかもわかりませんが、議長の許可をいただきたいと思えます。

○議長（佐藤忠吉） どういう。

○7番（大友又治） 関連でこの公園を利用して何かをするときに、そっこのほうにちょっと入る可能性もありますが。

○議長（佐藤忠吉） 発言を許可します。

○7番（大友又治） ありがとうございます。

それで、この悠愛公園は圃場整備をしたところに、恐らく平成19年度かなと思ったのですが、そこも確認をしたいのですが、その間、この25年4月1日から釜淵1区長の大場清次さんに指定管理者ということで指定するというので、その間はどうかと。

その間は、つまり25年の3月31日までは、完成してからどういう管理だったのか。

それから、面積がどれぐらいあって、あとこれたしか圃場整備の共同減歩で創出したのではないかと思うのですけれども、この土地の権利者はどういうふうになっているのか。まず、そこをお聞かせください。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） お答えをします。

1点目ですけれども、整備の経過、ご質問の中にございますように、平成19年に県営の圃場整備事業で農村公園というようなことで整備されました。平成20年の5月に、県営ということであったわけですが、町への財産譲渡ということで平成20年5月に町の所有というふうになりまして、同年9月に公園の設置条例を設定させていただきまして、同じく10月に指定管理の協定を地元と結びながら、今に至っているというような経過でございます。ですので、正式に申し上げますれば、平成20年10月からの供用というふうな整理というふうになるかと思えます。

土地につきましては、所有者についてはいろいろな経過、共同減歩あるいは従前から今ある土地の中に町名義の土地があったというようなことをあわせ持ちまして、現在名義につきましては真室川町というふうになっております。

（面積の声あり）

○産業課長（八鍬重一） 面積については1,424平米というふうになってございます。

○議長（佐藤忠吉） 7番、大友又治君。

○7番（大友又治） では、圃場整備するときどこかに町のもものが一緒にまぎっていて、その分をずっと整備の関係でこっちへ寄せようと、換地しようということで換地して、そういうことで町のもものがあったので、町のものにしたということでいいですか。

○産業課長（八鍬重一） はい。

○7番（大友又治） それで、これ圃場整備で補助金をいただいて、1,424平米整備をしたわけなのですが、そこへ、これは例えばの話なのですが、その農村公園、今あずまやのようなものがありまして、1区を中心にしていろんな活動をやっているのですが、そこへ建物を建てようとした場合に、今1区には分館があるのですが、非常に老朽化してしまっていて、それでそこが急傾斜地で、もうそこには建て直しは恐らく許可が出ないだろうと。つまり老朽化しているし、また1区は釜淵番楽の発祥でして、それから食のほうも、食と番楽を融合した行灯番楽とか、いろいろなそういう伝統的な行事を大切にしていまして、そういった公民館にするのか、それとも伝承館のような形にするのか、それはまだわからないのです。何もまだ具体的な話は進んでいないのですが。そういったものを建てようとしたときに、その縛りといいますか、圃場整備をしているので、完成から何年たたないと、そういうものをつくってはいけないという縛りがあるのか。あと、つくってもいいけれども、そこに整備をするに当たって出た補助金というのは返還しないといけないのか。そういったことを、ちょっとわかる範囲で結構ですが、つまり縛

りがあるのか、建てることができるのか、その縛りを解いたらできるのか。その辺、課長のわかる範囲の見解で結構です。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 農村公園に建物を建てられるかというご質問の関係ですけれども、制度上のお話だけ、まずさせていただきますと、通常の農地的な部分には農地法あるいは通称農振法というような制度ございまして、農地以外の用途に供するときにはいろいろ手続が必要になるということがあるわけですが、当該土地については既に公園というふうな地目になっておりますので、農地法上の手続については要らない土地というふうになっております。

さらに、もう一つ、補助金返還というふうなお話がありましたが、補助金を受けて整備した公園ということですので、国のほうで補助金の交付規則というのがございまして、補助金を受けて整備した工作物等については、その耐用年数内にあるものを変更なり廃止等をする場合にあっては県、国と協議をしながら、場合によっては補助金返還ということが出る場合もあります。その期間については、工作物の種類によって、例えば当該土地ですと、あずまやでありますとか芝生でありますとか、いろいろ工作物ありまして、その物によって耐用年数も違いますので、その辺は具体的な構想に基づいてと、具体的な過程ができないと具体的なお話できないというような状況になります。

○議長（佐藤忠吉） 7番、大友又治君。

○7番（大友又治） 農地ではないので、では農地転用は要らないと。

ただ、あずまやというのは真ん中にありまして、仮に建てるのであれば、そのあずまやはそのまま残して、西のほうに更地になっているのがあるのですが、そこは最初から将来的なことを見越して、余り補助金をかけないで、宿泊もどうかというのがわからないのですが、そういう将来的な構想も少しあったやにちょっと聞いております。それで、ただそういうことを、それはこれから上へ上げていかないとわからないのでしょうか。

あと、もう一点は、これ町の所有ということでしたので、町としてそういう申請が上がって、上部のほうでこういう事業でこっちもクリア、こっちもクリア、こっちもクリアとしたときは、そこをどういう方法にするかはあれですが、町として建物を建てることに、町の土地だからだめだと、そういうことは言わないとは思いますが、その辺もちょっと確認と。

あと、ちょっと関連のほうに入ってくるのですが、これがいろんなものをクリアをしまして、公民館なり伝承館を建てようとしたときに、コミュニティ事業というのが今あります。それが川ノ内で平成十何年だったか、ちょっと私も資料ありませんが。そのときにコミュニティ事業で宝くじの補助事業で建てた経過があります。そういったときに、これは仮の話で申しわけないのですが、そういう事例があって、そこでいろんなものがクリアをして建てようとしたときにコミュニティ事業で採択になったと。そういったものに対して町が上乘せをやったような事

例があるかどうか、そこをちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 企画課長、庄司喜一君。

○企画課長（庄司喜一） ただいまのコミュニティ助成事業、公民館等の建設に関することです。川ノ内の事例が今お話しされました。平成12年のときに川ノ内で公民館というふうなものを建てまして、コミュニティ宝くじ助成と申しますけれども、宝くじの助成事業、現在も申します。60%、5分の3の補助事業で申します。上限が1,500万というふうなことで申しまして、当時川ノ内がやったわけなのですけれども、そのときの事業費、たしか3,500万ぐらいだったと思います。そのうちの上限が1,500万であります。残りの分の半分が町で補助金として出していたというような経過が申します。一応そういった経過があったというふうなことで申します。

○7番（大友又治） 町、反対しないかどうかは。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 具体的な構想がないと判断しにくいと、協議しにくいという部分があるわけがありますけれども、基本のお話とすれば、そもそもこの当該公園につきましては地元の要望に基づいて設置をし、地元で管理をお願いし、地元の方に使っていただいている公園というふうな位置づけでありますので、地元の意向と申しますか、構想は尊重されるべきだとは思いますが、具体的な話をもって協議と申しますか、検討、調査する必要があるかなというふうに思います。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第2**、議案第20号 真室川町辺地総合整備計画の変更についての件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第3**、議案第21号 町道の認定についての件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第4**、議案第22号 町道の路線変更についての件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第5**、議案第23号 平成24年度真室川町一般会計補正予算の件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。1番、外山正利君。

○1番(外山正利) 20ページ、21ページの農業の総務費ですけれども、その中の豪雪対策事業費補助金、これについては融雪剤の補助なのかなと、こういうふうに思うわけでありましてけれども、実はことし集落を回る機会があって、集落回っているわけでありましてけれども、いつもよりやっぱり、道路の除雪した雪が五、六メートルぐらいになっているというようなことで、融雪剤の補助は出ますよというような話はしてくるのですけれども、問題は道路で排雪した雪の、稲の苗代というのですが、そこはやっぱり排雪をしていただかないとちょっとことしは難しいねと言っている農家の人が大変多いのです。

だから、それが農業費のほうから出るのか、あるいは今の除雪費の体制の中でやってくれるものなのか、あるいはやってくれないものなのか、その辺ちょっと。担当が産業になるのか、建設のほうになるのか。その辺も含めて、そのことについてちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長(佐藤忠吉) 建設課長、高橋忠君。

○建設課長(高橋 忠) 今年度は、過去、平成15年からですか、豪雪対策本部を設置している期間の中で降雪量を見ますと、約15メートル何がしの降雪がございます。大変多いです。過去は約12メートルぐらいですので、3メートルほど多いような年になってございます。

私どもの課のほうにも各地区から、道路除雪を、やり場所がないものですから、ドーザー等で押したのについては、隣接地に排雪させていただいているのですが、それらについてはこの3月なり、できかねた場合は4月にも持ち越しになると思いますけれども、排雪を行っていく段取りで予定してございます。

○議長(佐藤忠吉) 1番、外山正利君。

○1番(外山正利) 今建設課長の言っていることについては、町じゅう至るところでそういう雪が山積みになっているというようなところがあるわけです。

私今質問しているのは、特に農業の関係で育苗とかそういう、大概うちの前にハウスかなんかつかってやっているわけでしょう。そこに今雪積んでいるわけです。だから、その排雪をしないと農作業などもおこなってくるのではないかなと、こういうような感じしますし、そして農家の人も今まではこのまま自然に消して、うちであと、除雪機ちょっといじくっていただければいい

のだけれども、今回は何かそうはいかないと、かなり高いのです。6メートルぐらいになっているようなところなんかも。前が苗するところなのだけれどもというような話があっちこちで聞こえるのです。

だから、その対策について、ただ融雪剤だけで終わりなのか、そういう対応は町として考えているのか、そのことをちょっとお伺いしたい。これ産業振興のほうがいいのではないかなというような感じするのだけれども。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 道路除雪で育苗予定地等に排雪している分については、町のほうでも確認しながら、その分については排雪をいたします。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） いわゆる育苗ハウスでありますとか、あるいはハウスでなくても苗代予定地の積雪が多い部分についての対応という部分については、今回補正で上げております主にテナロ石灰等を想定した融雪剤の使用ということで10アール当たり3俵を予定しております。そのうちの町から補助金として1俵分というようなことをしております。

さらに、これはJAさんのほうの事業で1俵、さらに共済組合さんのほうでも水稲ハウスの共済に入っている方という条件はありますが、そういう場合については1俵というような助成をしておりますので、そういった融雪剤を早期に何度も活用することによって対応していただければありがたいなというふうに思います。

場所によっては数メートル積み上がった部分もあろうかと思いますが、そういった部分の個別の対応については、今回の事業では想定しておりません。

○議長（佐藤忠吉） 1番、外山正利君。

○1番（外山正利） 建設課で道路を排雪した雪を積んだ部分については処理をするということなのだけれども、余りにも多過ぎて、本当に農作業がおくれるなんていうようなことがないように対応できるのですか。それ一つお伺いしておきたいというようなことです。

あとは、だから産業課長のほうの話ですと、小まめにやればというようなことですけれども、何メートルも、今もうまいているところもありますよね。あれはただ本当の田んぼの、道路から排雪した雪の上にまいているというものではなくて、あれは普通に消えていくのだろうと私は思うのですけれども、問題は道路の脇の田んぼなりに積んでいる雪が本当にまめにまいたただけで消えるものなのかなと。農作業の時期は大体決まっているわけですから、だからそこまで本当に間に合うのかなというのを農家もやっぱり心配しているところでもありますので、時期的に建設課の部分については本当に間に合うのか、その辺を市街地よりどちらかといったら住宅街も結構あるのですけれども、農家のほうをちょっと優先して優先順位をつけてやってくれたほうが農家の人もやっぱり安心するのではないかなというような感じしますので、例年と違う

わけでありますので、時期的に本当に間に合うのか、その辺を聞いて終わりたいと、こういうふうに思います。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 予定ですと、例年3月に入りますと、排雪等の作業に入りますが、きょうのようにまだ降雪というものが続くような状況ですので、また雪のボリュームですか、量も違いますので、あとは限られたオペレーターの中でそれらの作業に対応するわけですので、例年から見ると、若干おくれぎみに思料するような感じになろうかと思えます。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を求めます。質疑ありませんか。6番、名村肇君。

○6番（名村 肇） 20ページ、21ページ、みどり環境交付金事業費、委託料、樹木伐採委託料というのがあります。これに当てはまるかどうか定かではありませんが、実は私たちがちょうど中学校のころです。町村合併がありまして、3町村合併がありまして、記念事業として町で桜の苗木を植えた記憶があります。

それで、場所は前県議の自宅の脇から斜めにずっと上っていく、野々村のほうに通じる県道沿いです。そこに結構太くなった桜の木が数本ありました。

それで、我々も何度となく手入れと称して同級生たちが集まって、いろんな病気ついたりした木を取り除いたりしたこともあります。いかんせんなかなか我々も年もかなりいっておりますので、はしごをかけていろんな作業も楽でなくなってきたのが事実でありまして、最近はお手入れなどしておりませんでした。

それで、ある日突然、我々記念植樹した木をあした伐採するからというふうなことで連絡があったわけです。そういうふうなことで記念樹を簡単に、役場の許可ももらったと。そして、県道沿いなので県の許可ももらってあるというふうなことで簡単に切ってしまったのですが、今後もそういうふうな、虫がついたというふうなことが原因だったらしいです。そういうふうな対応はこれからもやっていくつもりでしょうか。お伺いします。

（何事か声あり）

○6番（名村 肇） これに当てはまらないか。

○議長（佐藤忠吉） 名村肇君に申し上げます。

今質問していることは、ちょっと本題からはかけ離れているというふうにとられます。したがって、質問を変えていただきたいというふうに思います。

○6番（名村 肇） はい。

では、次に質問します。

○議長（佐藤忠吉） ほかに質疑求めます。4番、佐藤正君。

○4番（佐藤 正） 21ページの、先ほど同僚議員がおっしゃったことなのですが、この融雪剤をただいて散布するというふうなことなのですが、田んぼを全面的に融雪剤を散布しなければ、

ことは完全におくれるということはもう間違いないと思います。

そこで、ただ幹線道路なのですが、田んぼに行く農道の細いところまでは無理かと思いますがけれども、その途中まで行く幹線道路があるわけです。そういうのが町道になっていないところがあるのですが、完全に細いところまではやらなくてもいいと思いますが、その近くまでの部分の幹線道路、今まで春になってから道路を除雪しているという部分大分ありますよね、建設課長。そういう部分の除雪を、こういう時期でありますので、でき得る限り早目にあけてほしいというふうに思うのであります。その部分と。

それから、そのほかにも全然農道と関係ない部分もあるかもしれませんけれども、幹線道路の中で、例えば林道の部分の中でその奥のほうに田んぼがあると。前が町道になっているというような部分についてもでき得る限り早目にあけてほしいということなのですけれども、どうでしょう、その点。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 町道認定になっている分でも冬期閉鎖している路線等もございます。あと、春先に利用度の高い林道等の要望等もございまして、それらの除雪等も行っておりますが、この雪の量なのですけれども、ロータリー車でも仮にレーンを埋めると、林道なんかは町では、普通町道ですと、竹ぐい等を刺して道路の位置を確認できるような作業等を行っているのですが、林道の場合ですと、それまではやってごさいません。片や山間部を走っているわけですので、ロータリー車が入り込もうとすると、路肩を外す可能性もございます。ですので、あとはロータリー車自身が除雪できる積雪深の高さが約1メートル30ぐらいですと、飛ばして道をあけることができるのですが、今現在それ以上ですので、その辺は雪の積雪深を確認しながら、できる状態になって入れないと、ロータリーでも入れないものは入れませんので、その辺をご理解お願いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 4番、佐藤正君。

○4番（佐藤 正） ぜひそこら辺を見きわめて、早目に対応をしていただきたいと思います。

同じく21ページの梅里苑の木質チップボイラーの設置工事についてなのですが、そのボイラーの仕組みについてお伺いしたいのです。

1つは、今までのボイラーを全部廃棄処分して、そしてやるのか。それともそれにプラスして木質ボイラーをつけてやるのか。その辺をちょっと伺います。

○議長（佐藤忠吉） 町民課長、高橋秀一君。

○町民課長（高橋秀一） 従来のボイラーをどのようにするかというご質問なのですけれども、木質チップボイラーにつきましては、いかんせん木のチップで火力を出すという仕掛けなものですから、例えば入浴なんかして急激にシャワーをいっぱい使うと、給湯する場合に多くの熱を必要とするといった場合に、やっぱり立ち上がりが遅いという関係があるものですから、従前の

ボイラーもあわせて設置しながら、それで切りかえを行って、そういう湯量の不足が生じないように使用していくというふうな考えでございます。でありますから、従前の石油燃料のボイラーについてもあわせて残して使用するということになります。

○議長（佐藤忠吉） 4番、佐藤正君。

○4番（佐藤 正） そうしますと、ボイラーを2基準備しておいて、ふだんは木質ボイラー、そして湯の量が足りなくなったら、今度は従来のボイラーをたくということですね。そうしますと、風呂場のほうに向かって配管が2本行くというようなことなのですか。ちょっとそこら辺をお聞きしたいのですが。途中で切りかえということは、風呂場に行く幹線の部分については1本なのだけでも、途中で切りかえするというふうなことの解釈でよろしいのですか。

○議長（佐藤忠吉） 町民課長、高橋秀一君。

○町民課長（高橋秀一） イメージとしましては、貯湯槽ということでお湯の槽を準備いたします。今もあるのですけれども。まずは、ふだん木質でお湯をためておくということになるわけです。そこに不足する場合は、石油関係のボイラーも既にそこにたぐという形をとって、そこであわせてその貯湯槽のほうにお湯が行くという形になりますので、そういう配管になると思います。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き質疑を求めます。質疑ありませんか。8番、佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） 6ページの繰越明許費の中でちょっと説明をしていただきたいと思うのですが、昨年度24年度の補正対応で予算計上されて、今年度に繰り越されたということであるようですが、事業の内容については特に説明書がありますから、大体わかります。

ただ、昨年度で予算執行されたものが何で今年度にずれ込んだのか、その辺をお聞きしたいと思うのです。

（何事か声あり）

○議長（佐藤忠吉） 暫時休憩します。

（午前10時38分）

（休 憩）

（午前10時39分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開します。

総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） これは、当初予算の説明でも申し上げましたが、国の経済活性化対策、いろいろ名称があります、元気交付金とか。そういった内容で繰り越し前提ということの国の15カ月予算に対応した予算でございますのでこれらは、一部丸々ではない事業もございしますが、基本的にはほとんどが25年度繰り越し前提ということの補正予算でございますので、それで当初予算の際も申し上げましたが、50億を超えるのはこれらを含めてのお話でございますというふ

うなことでございます。それでご理解をお願いしたいと思います。

なお、ちょっと完成年度につきましては、各個別でございますので、担当のほうから……

(何事か声あり)

○総務課長(新田隆治) 時期でございませうか。25年度に完成予定のものでございませう。

(何事か声あり)

○総務課長(新田隆治) いつまでかと申しますと、担当課長が答弁いたします。

○議長(佐藤忠吉) 質問者に申し上げます。

いつまでできますかということを含めて回答させますか。

○8番(佐藤正美) 今年度の何月までに完成するのですかと。学校のエアコンにしても、やっぱりそういうものは大体いつごろを目安にするのかということを知りたいもので。

○議長(佐藤忠吉) それでは、担当課長、順次答弁を求めます。町民課長、高橋秀一君。

○町民課長(高橋秀一) 一番上の木質チップボイラー設置事業でございませうけれども、これは今年度から着手しておる部分でございませうけれども、実際のボイラーの発注してから納入まで相当、要するに受注生産という部分でございまして、時間を要すると考えております。でありますので、25年度中には当然完成したいというふうに考えてございませうが、はっきりした時期は申し上げにくいのですけれども、恐らく年を越えて26年になってからかなというふうに考えております。

○議長(佐藤忠吉) 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長(八鍬重一) 2行目の農業体質強化基盤整備促進事業であります、25年の5月、作付前までに完成を予定しております。

続いて、農村災害対策整備事業ですが、これ測量調査事業でございませうので、26年3月までの完成を予定しております。

農業水利施設保全事業ということで、これにつきましては25年の5月、作付前までにということとを予定しております。

○議長(佐藤忠吉) 建設課長、高橋忠君。答弁は、簡潔明瞭にやってください。

○建設課長(高橋 忠) 8款土木費の象獅子災害防除事業でございませうが、10月をめどに完成を見込んでございませう。

道路橋梁費の町道施設等の点検業務でございませうが、これは委託業務で調査業務でございませうので、26年度の3月いっぱいをめどにしてございませう。

11款の災害復旧費でございませうが、町道西郡小国線道路災害復旧工事地すべり対策でございませうが、これは9月をめどに完成を見込んでございませう。

○議長(佐藤忠吉) 総務課長、新田隆治君。

○総務課長(新田隆治) 消防設備更新事業でございませう。これは、小型ポンプ及び積載車でござい

ます。発注作成になりますので、11月中をめどに納入をさせたいと考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 教育課長、佐々木明君。

○教育課長（佐々木 明） まず、小中学校のエアコンでございます。6月から一部利用できるような、そのような段取りを組んでいきまして、トランスの増嵩が必要なものですから、2月からは完全に使えるということで、工期的には9月末までとっていきたいというふうに考えております。

それから、中央公民館の耐震工事でございます。これについては、全体工期が5カ月必要ということでございますので、5月上旬から5カ月ほどを設定していきたいというふうに考えてございます。

なお、作業的には外部工事がほとんどですので、1、2階の会議室については使用したまま工事をしていくと。ただ、3階大ホールについては2カ月半ほど使えない時期が出てくるということでございます。

○議長（佐藤忠吉） 8番、佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） ありがとうございます。

その中でちょっと聞きたいのですが、建設課長、象獅子の災害はかなり前から始まって、現在今年度聞くところによると、のり面防護のための道路工事ということなのですが、全体的にのり面防護も含めて、今後どれぐらいかかるものですか、期間的に。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 象獅子ののり面对策でございますが、今回繰り越しさせていただく分は平成25年度予定していた分を前倒しさせていただいたものでございます。

スケジュール的にいきますと、約6万立米ほどの土砂ですか、山を削って残土が発生する事業でございます。ですので、予定的には平成28年度を完成を目指してございます。

○議長（佐藤忠吉） 8番、佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） のり面防護、26年度中には完成するという意味合いですか。それはいいです、3回目ですから。

それから、もう一つ、町道の施設等の点検事業というのがありますね。これについては、具体的に例えば舗装の陥没とか、あるいは橋梁の欄干とか、やっぱりそういうものが含まれて、全てのものを点検するという意味合いの事業ですか。

それをした場合に、当然ながらその補修というものをこれから考えていかないといけないと思うのですが、こういうものを含めて事業化していく予定ですか。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 象獅子は、のり面对策等につきましては平成28年度を。

あと、町道の施設等の点検業務委託ですが、よく西郡小国線とか、下小又の大規模林道等で

発生してございます舗装が下がっている箇所等が相当ございます。ですので、それら町道にかかります障害が出ている部分の実態の調査でございまして、橋梁の欄干等は橋梁点検のほうで対応していく予定でございます。

○8番（佐藤正美） わかりました。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き質疑を求めます。3番、佐藤成子君。

○3番（佐藤成子） では、私からは14、15ページの16款1項1目寄附金のふるさと寄附金とありますが、どのような内容でしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 企画課長、庄司喜一君。

○企画課長（庄司喜一） 15ページの16款のふるさと寄附金でございすけれども、俗に言うふるさと納税の部分でございす。ことしおかげさまをもちまして高額の方が、50万という方が1人追加になりました。毎年総額60万円ぐらいの寄附なのですが、ことしはそういった方がおりまして、現在100万以上になりました。件数的にもふえたというふうなことで、3月の補正に計上したところでございす。

○議長（佐藤忠吉） 3番、佐藤成子君。

○3番（佐藤成子） 大変高額な寄附をいただいてありがたいなと思ひますけれども、他町に比べては何ですけれども、ぜひPR方々、そういうふうになん税してくれる方がおればいいなと思ひていす。

次の19款の5目の雑入、コミュニティ助成事業交付金、290万の減になっていすけれども、その他の最上地区広域連合の過年度精算金、後期高齢者医療広域連合過年度精算金、その下の委託金まで説明お願ひいす。

○議長（佐藤忠吉） 企画課長、庄司喜一君。

○企画課長（庄司喜一） 私からは、一番上のコミュニティ助成事業交付金のマイナスの290万についてお答え申し上げたいと思ひます。

これにつきましては、俗に申しす宝くじ助成事業でございすけれども、年度当初町に3件の申し込みがございす。それにつきましては予算計上したわけなのですけれども、そのうち採択されたのが2件ということで、その差額が今回の減額分というふうになります。

以上でございす。

○議長（佐藤忠吉） 町民課長、高橋秀一君。

○町民課長（高橋秀一） 次の3件についてご説明いたしす。

最上地区広域連合過年度精算金ということでございすけれども、国民健康保険について真室川を含む4町村で運営しているということで、そのうちのこの部分については出産育児一時金ということでお支払いするわけでございすけれども、その部分の23年度分の精算を行ったところ54万6,000円が当町にバックしてきたという部分でございす。

次の後期高齢者医療広域連合、これにつきましても後期高齢者医療制度については、県全体での広域連合で運営をやっているわけでございますけれども、その分の事務費及び療養給付費、医療費なのですけれども、事務費が56万1,000円、療養給付費が615万円ということで、それぞれ広域のほうにこちらのほうで負担している部分があるものですから、それを精算したところ、そういう671万1,000円が返ってきたという部分でございます。

同じように3番目の部分につきましては、後期高齢者医療広域連合のほうから当町のほうに健診業務を委託、こちらのほうで受託しておるわけなのですけれども、その部分で32万8,000円が精算したところ追加になったという部分でございます。

以上です。

○議長（佐藤忠吉） 3番、佐藤成子君。

○3番（佐藤成子） 先ほどから言われている木質……

○議長（佐藤忠吉） ページ数と項目。

○3番（佐藤成子） 済みません。21ページ、2項1目環境対策費の梅里苑の木質チップボイラーの件なのですけれども、完成した場合においてどういうふうに削減、重油を使っているわけなのですが、重油の使用料あった分を木質ボイラーを導入したことで年間どのぐらいの削減になるかということまで計算されているのか。

そして、また工事業者についても町内業者はどのぐらいの程度入っているか。

そして、また町内業者が入れないというか、工事に入れないという、何か前、有資格者がいないということで入れないというふうな話もあったのですが、町内業者ができるだけ入れるような方向性にしていくには、町のほうではどのように考えているかについて伺います。

○議長（佐藤忠吉） 町民課長、高橋秀一君。

○町民課長（高橋秀一） まず、1点目の燃料費の削減ということなのですけれども、これ実際問題、やってみないとわからない部分はあるわけではございますけれども、およそ木質チップボイラーで1,000立米以上は使うのかなというふうに計算してございます。

今A重油等、石油を使っておるのですけれども、その部分で三百数十万ということでございます。実際の削減効果は、100万から200万というふうに算定してございますけれども、いずれにしてもまだ机上の計算でございますので、今後さらに精査していきたいというふうに思います。

あと、工事の町内業者の参入という部分でございます。まだこの事業については入札等々、これからでございますものですから、ボイラー本体については町内というのは難しいとは思いますが、それに付随しまして建屋を建てたり、それから配管工事あるいは電気工事等々、工種分けすることによって極力町内業者が参入できるような方策を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き質疑を求めます。2番、佐藤勝徳君。

○2番（佐藤勝徳） では、私も同じ21ページの木質チップボイラーについてちょっとお尋ねします。

我々議員が最上町のものを視察した経緯があるのですが、そこでは暖房にも使っていると、冷房にも使っているというような状況でありました。

このたびの梅里苑のほうは、ただお湯を沸かすだけなのでしょう。随分これだけの金額を使って設置するのであれば、もしできればそういった空調関係も一緒にできないものかなと思ったものですから質問いたします。

○議長（佐藤忠吉） 町民課長、高橋秀一君。

○町民課長（高橋秀一） 多目的な利用ができないかというご質問ですけれども、今考えてございますのが温泉の加温、それから給湯、さらに冬場の暖房についても賄えるような400から450キロワットぐらいの規模のものを想定してございます。暖房については行いたいと思っております。

ただ、夏場の冷房については、なかなかポテンシャル的に難しい部分があるのかなということで、まずは暖房の利用を考えておるところです。

○議長（佐藤忠吉） 2番、佐藤勝徳君。

○2番（佐藤勝徳） 冬場の暖房と、温泉のお湯を沸かすということであるようでございますが、どうでしょう、課長。せっかく暖房にも使うのであれば、コテージのほうまで配管をして、コテージの暖房にも使える方法を考えるというのも一つの手かなと思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 町民課長、高橋秀一君。

○町民課長（高橋秀一） 今時点では、またコテージ自体が少し離れている部分ということでの配管等々を考えると、費用対効果の面でなかなか難しいのかなというふうに考えております。

将来的に木質を使った小型のボイラーというような部分、あるいは木質を使ったそういうストーブであるとか、そういったふうな利用のほうの方がより現実的かなというふうに考えておりますけれども、いずれにしても今のところはこの本体の部分での配管等々は考えてございません。

○議長（佐藤忠吉） 2番、佐藤勝徳君。

○2番（佐藤勝徳） しつこいようで申しわけないのですが、建屋を建ててチップボイラーを取りつけるわけでしょう。もしできれば、私の考えは温泉の機械室とコテージのあの空間のあたり、真ん中あたりにつければ、もしあれだったらコテージのほうにも利用可能かなと、そんな感じがいたします。

そこら辺はどうでしょう。せっかくつけるのですから、思い切ってそこら辺までやるというような方法を課長、考えられないのですか。

○議長（佐藤忠吉） 町民課長、高橋秀一君。

○町民課長（高橋秀一） まだはっきりしたことは申し上げられないのですが、今時点で設置場所についてはコテージと宿泊施設の間地あたりにボイラー建屋の設置は考えてございます。

議員のおっしゃるとおりなのですけれども、ただやはりそういう全体の熱量計画として、そちらのほうまで回してやるような計画は余力はないというふうなことでございますので、今回の計画は除外させていただいたところです。

○議長（佐藤忠吉） ここで会議を閉じ、休憩します。

（午前11時00分）

（休 憩）

（午前11時15分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

引き続き質疑を求めます。質疑ありませんか。7番、大友又治君。

○7番（大友又治） では、私のほうから3点ほどお伺いしたいと思います。

まず最初に、11ページ、町税でございますが、5億9,500万のものが、5億を切ったのが補正で1,400万ふえて6億922万1,000円になるという、この増の主な要因を教えてくださいと思います。

それから、同じく11ページですけれども、使用料及び手数料で農林水産業使用料、秋山牧場使用料というのが731万4,000円の減になっています。これの要因。

それで、これには使用料をいただくのが発生するのですが、それに対峙したような形で委託料があるのですが、その業務委託料は農林水産業費のほうに出ていないということは、つまり使用料は減るのだけれども、業務委託料、通常使用料も減って、業務委託料も減れば、差し引きこうなるのですが、片一方の入るものだけが減って、出るものは同じということで、当初予算ではこれ業務委託料のほうが少ないで、40万何がしかの黒字が出るような計画だったのですよね。だからこれ、この辺のところをちょっとご説明願いたいと思います。

それから、冬期交通費……

○議長（佐藤忠吉） 何ページですか。

○7番（大友又治） 22ページ、21ページですけれども、まず一つ、活力創出基盤整備事業費のロータリー除雪車の購入費、これ492万1,000円の減額になっているのですが、これ恐らく請け差だと思っております、それを1点。

それから、冬期交通費の燃料費と修繕費もいろいろあるのですが、それよりも除雪車運転手時間外手当ということで467万7,000円を計上しています。同僚議員の一般質問の中で冬期交通費の件、特に除雪の件でいろんな質問があって、町長の答弁もいただいているのですが、どれぐらい有休と、それから振りかえ休日の積み上げが今現在残っているのか。

それから、前の私のニュアンスでは、その振りかえ休日と有休の残った分を消化し切れないので、残業手当という形で出すのだなというふうなニュアンスでとっています。

それで、だから1人当たりどれぐらいの、何日ぐらいの、今32人の体制でやっているということをお聞きしましたので、ではどれぐらいの有給休暇日数が、通算でも結構です。だから、全部で何人分の振り休と有給休暇があると。だから、その者に対して払うのだという、そうするとこれ1日当たり、大体22日稼働ぐらいで、それも後でまた答弁してもらおうといいのですが、給料が経験者と経験者ではない人の差があるかと思うのですが、その辺も含めて。そうすると、例えば経験者で1日当たり9,000円ぐらいだと。そうすると、それが何日あれているから、この467万7,000円というのは、だから何日分の有休に当たるのか。ちょっとその1日当たりのあれがわかりませんので、とりあえずそれをお聞きしてから。

○議長（佐藤忠吉） 町民課長、高橋秀一君。

○町民課長（高橋秀一） まず、税金の伸びの部分ということのご質問でございますけれども、まず最初に個人町民税、これは所得に連動する部分でございますけれども、この所得の算定が23年度所得をもって24年度に課税するという形になってございます。

それで、一つには農業所得の部分において米価変動交付金、これが23年度の所得に算入されたという部分での伸びということと考えております。これが801万3,000円という部分でございます。

次に、法人町民税でございますけれども、これについても一定程度、いわゆる復興需要という部分での一部企業の増収、それから農業関連法人の部分での増収、これも法人の事業所得に比例する部分でございますので、そういった伸びで553万2,000円の増という部分を見ております。

固定資産につきましては、これは24年度に評価がえという部分で、思ったより伸びが見られなかったということで217万5,000円の補正とさせていただきます。

軽自動車税の現年分につきましては、これもこのところ軽自動車税の登録については横ばい状態ということなのですけれども、やはり乗りかえの際に普通車から軽にというような流れがまだ続いている部分ということで41万円の増でございます。

たばこにつきましては、当初より本数の減を、かなり減るのかなという部分で予想しておったのですけれども、思ったより減少率が少なかったという部分で256万3,000円の増額となっております。

都市計画税につきましては、固定資産と同様の算定となるところから27万5,000円の減額ということでの補正の内容となっております。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 秋山牧場使用料の関係でございますけれども、24年度当初におきましては

約3,200万の収入を見込んでおりましたが、24年度の補正段階での見込みとしましては約2,500万ということでこのたびの700万減額となっております。

支出の委託料については、同額という内容であります。理由につきましては、想定といたしまして、舎外200頭のうち80%の160を使用するという想定でまいったわけなのですが、年平均としまして63%ということで80%を下回ったということが主たる理由です。といたしますのは、各農家さんが規模拡大をした分を秋山牧場に入れていただくという予定でありましたが、補助事業を使つての導入であります。その補助事業の絡みの中で年度当初、4月からの事業着手ができなかったというようなことと、さらによその、主に県外の市場からの導入というようなことで、購入してきた雌牛をそのまま牧場に入れるのではなく、一旦各農家のところに置いて、2カ月ぐらいならすといたしますか、当地にならしてから牧場に入れるというようなことで、そのタイムラグがあったりしまして、この収入の見込み減というふうになったところであります。

さらには、いわゆる黒毛和牛が160頭と、あと乳牛40頭予定していました。乳牛につきましては、自家育成の分を秋山牧場でというふうな予定でありましたけれども、雄雌の割合がございまして、雄についてはそのまま農家から受ける。自己保留する雌についてだけ秋山に入れるという予定だったのですが、その雌が産まれる割合が少なかったというようなことがあつての事情であります。

しかしながら、3月5日現在では163頭というようなことで、また80を超えておりますので、事業導入初年度に当たつての諸事情にて減額が生じてしまったというような事情であります。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 初めに、活力創出基盤整備事業費の備品購入費の492万1,000円の減額でございますが、これはロータリー除雪車の入札によります落札差金でございます。

あと、冬期交通費の賃金でございますが、今現在オペレーターの振りかえ等の保有日数でございますが、ちょっとばらつきがございますが、平均しますと約20日ほど持っているような状態でございます。

先ほど来も排雪等の作業が待っておりますので、それを丸々消化されますと、ちょっと除雪作業が滞りますので、それについてはできるだけ、天候にもよりますけれども、振りかえを実施していただきながら、お願いしたいというようなことで今オペレーターのほうにも指示しているところでございます。

○議長（佐藤忠吉） 7番、大友又治君。

○7番（大友又治） 町税の増加の要因が農業所得がよかつたのだと。その関連でよかつたということ。

それで、たばこ税、何か制度が変わつたとか何とかとちょっと聞いたような覚えがあるのですが、たばこ税は、では何か入ってくるあれが変わつたのではないのですか。

(「25から」の声あり)

○7番(大友又治) では、それは後でいいです。

だから、禁煙する人がふえたので、もう上がらないだろうと思ったのが、思ったほどそんな減らなかったというその答弁どおりなのですか。はい、わかりました。

それで、秋山牧場の使用料なのですけれども、せっかく秋山牧場をつくっても、通常秋山牧場をつくった一つの目的は、例えば10頭しかない人がそれを20頭貸して、それをローテーションで回すことによって10頭分の馬屋20頭分が飼えるという、そういうふうな一つの目的だと思ったのですけれども、それで160頭、80%稼働すれば、このペイはできるわけですね、では年間の稼働として。今163頭と言ったかな。だから、このペースで、では平成25年度、これは計画、予算もあるのですけれども、731万4,000円ぐらい今回はそういった要素で少なくなったけれども、25年度についてはそれが解消できるというふうな見込みなのかどうかを教えてください。

それから、冬期交通費ですけれども、それで皆さんで大体20日平均持っているということで、32人体制と言いましたが、まずこれを20日平均持っている、全部では640日ということになるかと思うのですが、それを今回の補正で467万7,000円、これ640で割ると7,300円ぐらいなのです、1日当たりの。これ普通残業手当というのは、それで一つまた除雪の体制の中で、例えば平日8時間働いた、それ以上のものについての残業手当というのは常日ごろ出ているのかなのです。だから、土日働いた分には極力振りかえにしてくださいよと、ずっと送ってきたけれども、もうこの状態で、これはみんなが消化してしまうと人員がなくなるので、その分を買い上げるという形だと思うのですが、7,300円というのは少し少ないでしょうか。例えば1日当たり20万だとすると、稼働が22日だったら9,000円ぐらいだと思うのです、1日

それで、20日ぐらい持っている。だから、それ私全体でいいですよと言ったのは、つまり買い上げしないといけない有休と、それから振り休のものは何ぼあるのに対して、予算措置がこれでは足りませんかということ、その確認のためにちょっとお聞きをしたのでしたけれども。

○議長(佐藤忠吉) 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長(八鍬重一) 秋山牧場の関係であります。3月5日現在163頭という状況でありますので、平成25年度につきましては収支均衡できる計画としております。

○議長(佐藤忠吉) 建設課長、高橋忠君。

○建設課長(高橋 忠) オペレーターのほうには、シーズン中、有給休暇を7日認めてございますが、有給休暇については買い上げ等は予定してございませんので、現在の予算化してございます賃金で組み立てたいというようなことで考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 7番、大友又治君。

○7番（大友又治） 私の言いたいのは、働いた分は、有休というのは必ず、職員の皆さんもそうでしょう。有給休暇というのは、消化できないときには買い上げはしないのですか。

○建設課長（高橋 忠） はい。

○7番（大友又治） そうすると、その人たちにとってみれば有給休暇あってないようなものですね、では7日間というのは、それは、契約違反にならないですか。例えば12月1日から3月31日まで、あなたたちに有給休暇7日間上げますよと。そして、では振りかえのものについては、土日出たものについては、これは休んでくださいよと。それはいいです、休んで。でも有休休暇というのは給料もらって、くれる休暇です。だから、振りかえ休日の場合は出た分を休むと。だから有給休暇、それなら無給休暇になるのではないですか。7日間、それもう買い上げしてもらえなければ。それが1点です。

それで、町長の答弁で、直営した町は1キロ当たり53万2,000円ぐらいだと。それで、新庄市が141万2,000円、大蔵で149万5,000円ということで非常に直営であるがゆえに、きちっと除雪もして、そして経費もかかっていないと言っているのです。

だから、これでこれから4月に向けて、先ほど同僚議員の中でもありました排雪作業がありますよね。それで、3月31日でこれはもう契約が切れて、それまで一生懸命頑張ってもらおう。そして、4月以降は契約、また更新をするわけですか。その辺のところと。これで、私もさっき言ったように、1日当たり7,300円では安いのではないかというのと。

それで、ちょっとお聞きしたいことも一つあったのですが、32人の中で60歳以上の人と60歳未満の人の構成、つまりこれは何が言いたいかという、余りそういうふうになっていると、次、若い人がこの除雪業務に携わってもらえないと困るのです。ことしのこういう例を見て。だから、同僚議員が一時金という形を、特別ボーナスも出したらいいのではないかということも言いましたけれども、それできちっとした待遇をしないと、来年度除雪は、何だ、これ、有休なんか、この人は言います。買い上げにならないで、何日もう捨てたというふうな、これは人の口に戸をたてられないですから。その辺のところを町長、本当にこれだけ除雪費を抑えていると。

それで、先ほど私見たロータリー除雪車の購入費は492万1,000円請け差が生じているのです、これ、当初もっとかかろうと思ったものが。だから、その辺のところをもっと。

あと、ではついでにちょっとお聞きをしますが、例えば栗谷沢から小川内までの町道、それから春木から関沢までの林道、あと矢の沢から川舟沢までの林道と、まだほかにあけなくてはいけない林道はあると思うのですが、今の雪の状況で開通するのはどれぐらいというふうに見込んでいますか。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 7日間の有休でございますけれども、今シーズン中にもオペレーター全員が一日もとっていないということではございません。有休は、必要があるときにはとって、その分をオペレーター間で補ってやってきております。ですので、必要があって休まなければならない部分については、各オペレーターは個々に有休はとってございます。

あとは……

○7番（大友又治） これ単価は安くないですか。日数に対する単価。これ仮に割ると1日当たり何ぼになりますか。

○建設課長（高橋 忠） ですので、今回補正に上げさせていただいた予算の枠内で、今後あす以降もこのような天候が続くわけでもありませんので、それについては振り休等とはとれるような環境になれば、とっていただきながら、予算の範囲内で対応させていただきたいというようなふうに各オペレーターのほうには指示を出していきたいというようなふうに考えてございます。

あと、4月以降の対応でございますが、3月いっぱい排雪作業等を実施してみて、あと4月以降に持ち越す分がございましてけれども、それについてのボリューム等を勘案して、もう一度その除雪オペレーター体制を構築していきたいと考えてございます。

あとは、栗谷沢小川内線ですか、あと関沢春木林道、川舟沢矢の沢林道の開設の時期ですけれども、きょう現在の積雪深を言いますと、真室川地区で134センチです。高坂の観測地点では2メートル4センチです。及位の観測点が1メートル90センチになってございます。

先ほども申し上げましたけれども、除雪をしていないところの真っさら地の除雪ですけれども、ロータリー等で除雪をする際に、これはオペレーターのほうにも確認したのですけれども、地盤が、要するに舗装版が詰まって安定している場所ですと、ロータリーの踏み込みといいますか、除雪する際のその辺の場合の積雪深が1メートル30ということですのでその辺の、林道ですので標高も高いわけですので、積雪量もこのような記録の数字とも限られませんので、その状況状況に応じて開設をしたいというような考えでございますので、今時点で、いつごろまでというのはちょっとこの雪の消えぐあいを毎日観測させていただいて判断していきたいと考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 大友議員、答弁漏れありませんか。7番、大友議員。

○7番（大友又治） いや、これだから、前に補正した部分もあわせて、だから1日当たり、その買い上げをしなくてはいけないものを正規の値段で買い上げすればいいかなと。ところが低かったりとか日数が少なかったりすると、何日泣いてくれやと、これぐらいの金額で泣いてくれやという、来年度の除雪体制に影響があるのではないかなと。

町長がずっと言っている。本当にこれはいいことだと思うのです。直営で値段が変わらなくしているのに、値段がかからなく、しかも除雪、きちっとしているのに、やっぱりこの真室川の直営方式のよさをいつまでも生かしていくには、やっぱり町はそれなりの。

それで、ちょっともう一点だけ。済みません。総務課長、この豪雪に係る特別交付税、まだ中ごろと言っていましたけれども、特別交付税がこれぐらいにふえるというふうな、そういう見込み、見通しは持っていないのでしょうか、この豪雪対策には。町長、ちょっとその見解だけ。その除雪体制の。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 先にちょっと建設課長の申し上げた20日ぐらいだろうという根拠については、それではないはずで。再度精査させますので、予算の範囲内で支給すると申し上げましたが、ちゃんとした計算のもとで、それなりの1日当たりの単価をお支払いします、振りかえについては。

有休については、必ずしも最初からそれを全部休むというものではないということは労基法上のことも含めて、ご理解をいただきたいと。

（何事か声あり）

○総務課長（新田隆治） 確かに6カ月の範囲内というようにありますが、それを申しますと、労基法が適用される職員について休みかねた場合は特別措置を行わなければならないと。最初から、それは何かがあったら有休で休むことができますという、労基法上の付与されている日数でございまして、これは最初から7日を全部休めるというものとは、これは気持ち的な問題も当然あるとは思いますが、私どもの立場から言えば、そのような考えでございまして、もしそれをやるとすれば、もう最初からそれを入れたローテーションを組まなくてはならないというようなことになりますので、その辺はご理解いただきたい。私どもも年間20日ほど持っておりますけれども、誰も20日休めません。平均で10日を切っております。

あと、病院や、そのほかのところに勤務する臨時職員、看護師等も全て同じ状況でやっておりますので、ことしはこういった豪雪の中で除雪の作業の方々がクローズアップされるというのは重々わかっておりますけれども、年間をならしてということもございまして、従前もそのような中で振りかえ日数を、振りかえ分の給与を値切ったとか、安い、予算の範囲でしか支払わなかったということもございませぬので、これはご理解をお願いしたいと思います。

あと、特別交付税については、繰り上げ交付があったのみで、豪雪について特別なヒアリング等とか聞き取りとか、そういったものはございませぬ。年間通じた調書は出しておりますけれども、特別今回が交付税、特交がありますよというような情報は今のところございませぬ。

以上でございます。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 除雪体制の厳しさというのは、私も担当者のほうからも聞いているところであります。12月17日ごろから全然休んでいないのだと。特に排雪も含めてですけれども。本当に特異な年だと思っております。

今の金額については、これが全てではないというようなことがあろうかと思えます。例年を想定したというようなところでの計算ということだと思いますけれども、これからも、きょうも降って、長期予報では暖かくなるというような報道もあるわけでありましてけれども、北海道であのようなことが起こったり、どのような状況になるかわからないと。昨年も4月になってから降雪あって、田植え時期が1週間から10日おくれたということもあります。その時点でも特別にお願いしながら、オペレーターの人から除雪してもらった経緯があります。今後についても選挙まではというようなこともあって、先ほど言った道路もあけなくてはいけないというようなところもあろうかと思えますけれども、このまま降りますと、そこまでいけるのかというようなのが本当に心配されていることでもあります。

また、農業者の面についても先ほど言われたとおりだと思っておりますので、天候次第というようなこともありますけれども、どのような状況にも対応できるような体制ではありますけれども、そのようなことでやってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き質疑を求めます。質疑ありませんか。9番、佐藤一廣議員。

○9番（佐藤一廣） 同僚議員から除雪のことでいろいろありましたものですから、私も除雪について質問したいというふうに思います。

23ページの流雪溝整備工事、これが減額になっていますね。そして、当初予算の中でも新設の流雪溝をやりますよというような話もあったようでございますけれども、これらの地域、どの地域になるのか、お伺いをしたいというふうに思います。この流雪溝整備工事、減額80万。

それから、ロータリー除雪車購入費、これ減額になって本当によかったなというふうに思いますけれども。

次の賃金、オペレーターの皆さん、ことしの冬、去年から大変苦勞して除雪していただいております。やっぱり見返りは賃金というか、お給料かなというふうに思うのです。そういう意味では、時間外手当を計上しておりますので、多少は喜んでもらえるかなとは思いますが、この467万7,000円、オペレーター1人当たり、平均としてどの程度になるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

それから、ことしのオペレーター、募集するに当たって大変苦勞したというふうな話も伺いました。こういった除雪のオペレーターの給料もある程度考えておかないと、この次、25年の秋には募集かけるわけですから、そういった面でもやはり皆さんに気持ちよくオペレーターに公募をしていただけるような体制をつくっておくと、こういうことも必要ではないかと思いませんか。その点をお伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 初めに、流雪溝の工事請負費、減額80万でございますが、これは東町2の、町営住宅が建っております、あの地区の流雪溝で雪が詰まる箇所がございます、その部分

の改修工事でございますが、数量等の精算による80万の減額となっております。

あと、賃金でございますけれども、単純に467万7,000円に、今オペレーターが32名でございますので、割り返しますと14万6,000円ほどになるような状態でございます。

あとは、オペレーターの対応でございますけれども、今現在は経験年数3年未満の方につきましては月額19万でございます。3年以上の方が月額20万の賃金をお支払いしてございますが、平成25年度からは経験年数等を若干見直しまして、経験年数が4年までの方を19万としまして、5年から9年の方を20万、10年から14年の方が21万、15年から19年の経験の方につきましては22万というようなことで賃金の見直し等も図っていきたいというようなことで考えてございます。

あと、班長手当でございますが、今現在3地区で班長になっていただいておりますが、月額5,000円から1万円に見直しをしていきたいというようなことで25年度から考えております。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） 年数によってオペレーターの賃金が違うということ、私もわかりますけれども、下のほうが若干低いのではないかというふうに思うのです。どういう根拠で積算したかわかりませんが、下のほう、もう少しアップしていただくと、本当に新人の方でも気持ちよく応募に乗ってくるのではないかというふうに思うのです。全体的には予算を余り変えていないのではないですか。

ですから、他町村から見ると、私のところは直営ですから、3分の1ぐらいで済んでいるのです、極端な話。ですから、そういった面もやっぱり加えて、除雪をしっかりと。特に同僚議員からもドーザーで除排雪したすぐ後ろに、ロータリーで除排雪しろというようなこともあります。今現実的に困っている方いっぱいいるのです、除排雪で。そういったことにもやっぱりある程度対応して、住みやすい町づくりというのはこういうところにもあるのではないかというふうに私は思うのです。

我々今いろんな方と対話をしております。必ず雪の話出ます。除雪の話。皆さんもかわいそうですねけれども、オペレーターもかわいそうですね。ですから、思い切ってある程度の賃金というか、給料体系を変えて、皆さん応募しやすいような形をつくっていただければ、本当にありがたいのではないかなというふうに思うのです。これオペレーターいないと大変です。特にことは、執行部の配慮で一班体制ふやしてもらいました。大変効果が上がっています。喜んでいきます。やっぱりこういう喜びの声を聞くと、また次一步進みたくなるというのが町民だと思うのです。私どももそうだし。そういう意味では、もう少し今の現実をレベルアップするような対応の仕方ということを考慮して、26年度の予算を組み立ててほしいなというふうに思います。いかがですか。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 議員がおっしゃられる下のほうの賃金が相対に安いのではというようなご指摘でございますが、管内でも直営で稼働している町村もございますので、今後その辺と見比べながら、もう一度検討させていただきたいと思えます。

○議長（佐藤忠吉） 9番、佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） 何も管内なんてまだ遠慮することありませんから、自分たちの町の対応していけばいいのです。

それから、福祉課長に健康づくり推進費、本当は予算のほうでと思ったのですけれども、私予算のほうで質問する機会がありません……

○議長（佐藤忠吉） 質問者、何ページですか。

○9番（佐藤一廣） 19ページです。委託料231万5,000円というふうにあります。もろもろあって、減額もありますけれども、25年度の検診というのは大体これで終わりなのかなというふうに思っています。

それで、毎年聞いているようなことなのですけれども、この検診率、全体的に現在の段階でどの程度になっていますか。

それから、子宮頸がん等ワクチン、これも新しい事業ですね。これなんか皆さん今どのような感じを持っているのかなというふうに思っていますので、お伺いをしたいと。

それから、がん検診、いろいろありますけれども、最近ピロリ菌、これの検診というか、当町では採用していないのですけれども、かなりピロリ菌が体内というか、腸内にあるという部分では、がんにかかる率が高いのだというふうなお医者さんの説明もあったように私は記憶しているのですけれども、この辺の対応、いかが考えていますか。

というのも、先ほども言いましたように、新年度予算にはそうしたピロリ菌対策というのは一切出ていなかったのではないかなというふうに思っていますので、大変申しわけないのですけれども、その辺のお答えをお伺いしたいと、このように思っています。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 各種検診の検診率ということ、さらにはピロリ菌の対応ということ。子宮頸がん等の予防接種ということでありました。

まず、検診に関する、まだ24年度、完全に最終的な検診率というところは出ておりませんので、見込みということでご理解をいただきたいと思えます。

65歳未満の方の特定健診につきましては、35%程度というふうに思っております。

さらには、がん検診等です。胃がんについては38.3%、肺がん19.5%、大腸がん43.9%、子宮がん28.1%、乳がん40.6%というような現段階での見込みになってございます。

あと、子宮頸がん等、3つのワクチンがあるわけですが、接種率というよりも接種者数でお答え申し上げたいと思えます。子宮頸がんにつきましては44名です。小児肺炎球菌85、これは

2回の方もいるので、延べというようにご理解ください。あと、ヒブ、これも延べでご理解ください。79ということでもあります。あと、ピロリ菌につきましての検診ということですが、ご承知のとおり検診につきましては、基本的に検診センターに委託してございますので、その中ではこのピロリ菌に対する検診という項目がございませんので、現時点で委託という形は難しいのかなと思っています。

また、その部分、今後国の示す検診項目等に入ってくるような情勢になれば、検診センター等も検討することになるかと思いますが、また医療機関での受診についてもまだそういう形での受診となりますと、相当な金額になるかと思いますが、今後国、県の動向を見きわめながら勉強していきたいと思っています。

以上です。

○議長（佐藤忠吉） ここで会議を閉じ、休憩します。

（午前 11時56分）

（休 憩）

（午後 1時00分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

引き続き質疑を求めます。質疑ありませんか。10番、五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） きょうは、梅里苑の木質チップボイラー、それから除雪問題、いろいろ出ました。そのものについて関連した質問をさせていただきたいと思います。

21ページ、梅里苑木質チップボイラー設置工事、これが補正予算で3,600万ほど計上しております。これ見ますと、工事費1億3,000万ほどの予算計上になっているようなのですが、これの予算の総額、全体的にどの程度になっているのかお尋ねします。

それから、この予算に対する国、県、今いろいろとエネルギー対策の中での問題が出ております。そうしたところで国、県あたりの補助が相当額上るのではないかなと思います。特にこれにもはまっているのか、ちょっとわかりませんが、今般の地域経済活性化・雇用創出臨時交付金、こういうものに当てはまるのかなというような感じをもちますが、これにはまりますと、自治体負担が2割ないし、財政力が弱いと9割までの補助が出るような制度になっているようです。したがって、このボイラーに対する補助の額、そして自己資金、自己の工事費がどうなっているのか、それをお伺いしたいと思います。

それから、次の23ページの交流施設管理費の著作権料2万8,000円ほど計上しております。ちょっと著作権料なるものが我々この議会において余りこういうものがなかったなというような感じがしています。そうしたところで、これは標語とか写真とか、いろんなものがあると思うのですが、これらはどんなもので、どのように使われるのかなというような質問をさせていただきます。

それから、もう一点、除雪の時間外手当の関係なのですが、先ほども同僚議員から多々ありました。私もいろいろ考えてみますと、今冬は豪雪であるがゆえに、いろいろ問題が出るのではないかとは思いますが、先ほど来から委託事業よりは直営のほうが全体的な除雪費としてはかからないと、こういうようなお話であります。そうしたところから、町ではすごく助かっているわけなのですが、やはり除雪者の気持ち、こういうものを考えますと、もう少し、特に今回豪雪対策本部もつくり、相当数このオペレーターの人たちは難儀しているように思います。ここにきて少し天気が落ちついたところで、やっと少し体調が戻ってきたのかなという私は見方をするわけなのですが、当時3月の初めころまでには、本当に精気のないような顔だちをしながら運転をしておった感じも見とれておりました。

そうしたところで、特に今回の豪雪に対する気持ちといいますか、同僚議員からもありました。計算上からいきますと、これは定かではないと言いますけれども、1日当たり7,000円というような数字もありました。普通除雪のオペレーターの賃金は、1万くらいはなっているのだろうなというような感じはするわけです。今20万支払いして、20日稼働で、1日1万円というような、端的な計算になると思うのですが、やはり今年度限りでもいいのですが、同僚議員も言っていました、来年度につながる、時間外手当にも含まれた、恩金まではいきませんけれども、少しの融和をもって賃金の支払いをしてもらえればなど、こう思うところです。

そして、この除雪費、恐らく今年度は全体で1億ぐらいかかるのかなというような感じ、私は私なりに思うのですが、その除雪費、それに占める、これは交付税対応もある程度なされていると思うのです。したがって、その交付税対応、例えば1億であれば1億のうち、幾らぐらいが交付税対応になっているのか。ここら辺をお尋ねしたいと思います。3点お願いします。

○議長（佐藤忠吉） 町民課長、高橋秀一君。

○町民課長（高橋秀一） 木質チップボイラー関連の全体的な計画及びその補助の状況というご質問でございます。

工事費なのですけれども、既決部分で8,498万3,000円、今回の補正で3,600万、合わせまして工事費で1億2,098万3,000円というような金額になってございます。

大体の大まかな概要ですけれども、ボイラー本体部分で4,800万ほど、配管関係で1,200万ほど、電気関係で2,600万ほど、建屋で1,500万ほど、ほかで1,800万ほどで1億2,098万3,000円というような工事の概要となっております。

財源の部分でございますけれども、この財源につきましては23年度の国の補正、震災を受けまして、再生可能エネルギーを災害拠点、要するに避難場所とか、梅里苑もそうなおるわけですけれども、災害拠点に再生可能エネルギー、太陽光であったり、木質であったり、あるいはほかの水力でも何でもよろしいのですけれども、災害拠点に再生可能エネルギーを設置するというような環境省の補助金でございます。それを県では基金として国から23年度の3次補

正でいただいて、それを24、25、26、27、4カ年で各市町村に配分して使用するというような趣旨の補助金で、再生可能エネルギー導入促進事業費補助金ということでございます。

金額につきましては、もう既に当初から配分が決まっておりますので、7,600万円という補助金額が割り当てられていてございますので、1億2,000万ほどに対して7,600万円の国の補助ということになってございます。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 2点目の著作権料の関係でございますけれども、遊楽館で使用しておりますカラオケの著作権料ということで、日本音楽家協会のほうへの支払い予定となっております。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 除雪経費にする交付税という、そういう算定はいたしておりません。あくまでも基準財政需要額の中にそれは含まれておりますということでのご返答しかできないということでございます。

○議長（佐藤忠吉） 10番、五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） 最初のチップボイラーの件、7,600万、半分強ですか、これの補助金仰がれるというようなことです。

そこで、さっきも言いました地域経済活性化・雇用創出臨時交付金、こういうのにはこういう事業が、最初からの計画であったから当てはまらないということになるかと思いますが、そこら辺の流動的な補助金の仰ぎ方というのか、こういうのも 模索されたか、なかったのか、これには全然該当しなかったのかなということ、これまず1点聞きます。

あと、著作権のものに関して、カラオケを借りる、ちょっと聞き取れませんでした。

○産業課長（八鍬重一） どのお店でもカラオケを使う場合には、そういったルールになっております。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長に申し上げます。

議長の許可を受けてから発言してください。産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 著作権料につきましては、いわゆるカラオケは営業の目的でカラオケを使用する場合にあっては、その使用する機械あるいは店舗等に応じて音楽家協会のほうに支払うべきものとして通常支払いがされているものという内容であります。

○10番（五十嵐久芳） はい、わかりました。

○議長（佐藤忠吉） 町民課長、高橋秀一君。

○町民課長（高橋秀一） 1点目のご質問についてお答えしますけれども、ほかに補助が充当できないかという部分でございますけれども、24年度の補正もいろいろメニューがあったようではありますが、大体補助事業についてはダブっていただくということは、まず原則ないというのが法律上の建前になっておるようです。

ただ、補助対象外の部分で、例えば何か発電機とか、そういう部分でないのかなということ  
でいろいろ探してはいたところなのですけれども、なかなか該当することがなかったというこ  
とでございまして、今回はまず7,600万円の充当という部分だけとなっているところでござい  
ます。

○議長（佐藤忠吉） 10番、五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） 模索してくれたということですが、この活性化対策には8割の補助が仰げる  
というような流れになっておりましたので、ちょっともったいないなという感じがしました。

先ほどの除雪の問題ですが、賃金を上げてもらいたいという、これはまず申し上げたいと思  
います。そうした中で今年度除雪体制、1班多くなって16班になりますか、32名ですから。そ  
うした中で今回除雪の人員確保、オペレーターの確保について相当難儀したという経過を聞い  
ております。特に一応60歳定年制を敷きながら採用してきたわけなのですが、今回オペレータ  
ーの不足によって60歳以上の人も採用しながら対応しているというような、今の状況でありま  
す。

そして、この除雪、これは延々とつながるわけです。この除雪オペレーターの採用、これも  
満遍なくといいますか、やっぱり途切れないように、不足しないように、これを充当させなが  
ら、除雪体制の拡充を図っていかねばならないというような、これは町直営でなくても、  
町としてしていかねばなりません。

そうしたところで、このオペレーターの確保にはどう考えているのかなということなのです  
が、今までのやり方ですと、10月の末ですか、採用募集しているわけなのですね。そうすると、  
12月からの採用について期間がかなり短い。オペレーターについても準備期間が少ないとい  
うような感じを受けるわけです。この除雪のオペレーターを採用するに当たっては、免許が必要  
なわけです。この免許の取得、除雪オペレーターになりたいなといひましても、人によっては  
前もってオペレーターの資格を取るわけなのですが、なかなかその時期にならないと、除雪を  
したいなんていうような気持ちが湧いてこない人もいるように思います。

そして、なるべくこのオペレーターを確保するためにもう少し早い時期の募集、これをして、  
免許を持っていなければ、採用するまでの間、確実に資格を取ってもらうというような、こ  
ういう養成するとか、育てるとか、こういうものも今後考えていかないと、オペレータ  
ーの不足に、昨年度みたいなようにぎりぎりになって先輩たちに要請しなければならないとい  
うようなことにもなりかねません。

したがって、そういうオペレーターの養成、こういうものを何かにか考えながらしてい  
かないといけないのかなと思うところです。こちら辺についての考えをお聞かせ願いたいと思  
います。

それから、総務課長、お答えいただきました交付税、これはたしかやっぱり除雪に対するそ

のポイント制等々の中でのさまざまなポイントの積み上げによって交付税が来ていると思うのです。私が今までのいろんな中で聞きますと、病院会計にしろ、いろんな会計がその人数とか、いろんな施設の大きさとか、ポイント制でもって交付税対応をなされているような話を聞いておりました。やっぱり除雪に対してもそういうような算定要素といたしますか、そういうものがあると思うのです。したがって、ある程度の金額、こういうものが交付税対応されていると思うのです。こちら辺を少し明らかにしてもらえればありがたいと思います。それを聞いて終わります。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） では、私のほうからオペレーターの確保の点についてでございますが、24年度、確かに議員のおっしゃられるように、最初公募した際に30名ほどの募集しかなくて、町が求める募集人員に達していないというようなことになりました。急遽、経験のある60歳以上の方2名に参加していただいて、32名体制を確保したというような経過もございます。

議員のおっしゃられるように、オペレーターの確保というのは、今後直営方式を維持するには相当町のほうでも十分人員を確保できなければ直営方式の維持ができないわけでございますので、今年度以降は10月募集ももっと早目にしまして、広く町民の皆さんに機会を与えられるような、雇用の場の確保に努めていきたいというようなことで考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 交付税の考え方なのですけれども、いわゆる何か病院とか特別会計に繰り出している分に対しての交付税算入額は幾らか。これは、繰り出し基準というもののなかで、この分は交付税のほうに算入してもいいですよというような決まりが確かにありますので、これは経営論という感覚の中でいろいろなご質問があつて、お答えはしてございます。ですが、一般財源でございます、あくまでも交付税というものは。基準財政需要額に算入する際に、いろいろな個々の算定、経費とかケースはございますが、それを一つ一つ出しますと、はっきり言って今ここではわかりません。

それで、あくまでもそれを出しますと、今度特定財源というような考え方にとらわれがちになります。除雪の分で幾ら、人件費で幾ら、何々で幾らというふうなことを一つ一つ明らかにすると、あたかも特定財源のように思われますので、これはあくまでも一般財源、交付税というのは一般財源であつて、各項目がその中の需要額として算入されているということでのご理解をもって、このご質問についてはそのご理解をお願いしたいというふうに思います。

（「議長、しゃべって悪いか」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） やっぱり交付税対応もそれなりにされていると思うのです。したがって、そういうものを利用しながら、先ほど同僚議員も言いましたロータリー除雪車の購入費の請け差、

約500万もあるわけです。こういうような財源を使いながら、オペレーターの賃金の格上げ的な、謝礼まではいかなくても、そういうようなものを少し上げてもらえればなど、ひとつ思ったところでした。そういうところで検討をお願いしたいと思います。そういうことです。

○議長（佐藤忠吉） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第6**、議案第24号 平成24年度真室川町国民健康保険特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第7**、議案第25号 平成24年度真室川町後期高齢者医療特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第8**、議案第26号 平成24年度真室川町介護保険特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第9**、議案第27号 平成24年度真室川町立真室川病院事業会計補正予算の件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。10番、五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） 病院会計につきまして医業外収益の、これは一般会計のほうからの繰入金1,100万ほど減額になっております。病院会計の好転と言っていいのか、そこまでは解釈できませんが、計算上、繰出金を1,100万減額されたということは、病院の医療に関する経済ですか、これが少し好転しているのかなと思います。これらは、病院の改革プランですか、こういう等々、いろいろな精査をしながらの一般会計からの繰り出しを少なくしたと、こういうような経過だと思います。その中身について、こういうものが大きく減額される作用したとか、こ

の理由、一言お願いします。

○議長（佐藤忠吉） 病院事務長、佐藤保君。

○病院事務長（佐藤 保） では、ただいまのご質問にお答えいたします。

24年度につきましては、好転といたしますが、診療報酬の一番大きな要因としては、入院患者が非常にふえてきたということが挙げられます。特にこの冬になりまして、雪の影響かわかりませんが、整形関係がふえてきたということがあります。外来につきましては若干、内科につきましては減ってはいますけれども、先ほどと同じような要因かわかりませんが、整形が2月現在で3,000人ほど外来がふえているというふうな状況もありまして、それらが大きな要因になっているのかなというふうに思っています。

あと、そのほかとしては、入院の残院日数の減少というのがあると思います。20日前後から23の間ぐらいが今までの経過でしたけれども、今年度は10台というのが非常に多くありますので、その辺も大きな要因になっているのかなと思います。

在院日数が短ければ、高い診療報酬の間に退院するということもありますので、それらで好転になっているものと思っています。

以上です。

○議長（佐藤忠吉） 10番、五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） 営業努力というか、ここら辺がなかったのかなと、ちょっと残念に思います。

これは、予算のほうで聞くべきだと思うのですが、今回4月から新しい医師が1人増員になってくるわけです。そうしたところでこの病院会計、好転するであろうと私は解釈するのですが、そこら辺の見通しについて、一言でいいです。

○議長（佐藤忠吉） 病院事務長、佐藤保君。

○病院事務長（佐藤 保） 4月から確かに内科医師1名が増員になります。私たちも大いに期待しているところです。

ただ、今までも、病院に来ていただくとわかるように、日々の診療というものはある程度、毎日のように埋まっています。その中でいかに新しい医師が来て、好転に結びつけるかということになりますと、その医師につきましては検査ができる医師であるということでもあります。その検査で数をこなしていただきながら、診療報酬の加算につなげていきたいというふうに思いますし、また午後からの診療ということで、今まで午後からは先生がいないというふうな状況が非常に多く続いたわけですが、これからは先生がいる日数がふえてくるということで、午後からの患者もふえてくるのではないのかなというふうに期待しています。

どのぐらいふえるかというのは非常に難しい問題です。いろんな医師との絡みもありますし、あとこれから出てきますいろんな診療所の派遣等の問題も出てきますので、その辺の絡みでどのぐらいかということはいえませんが、来年度予算につきましては1,000万ちょっとぐ

らいは上乘せになるのかなというふうに思っています。これは、あくまでも少なく見積もっての話でございます。

以上です。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第10、議案第28号** 平成24年度真室川町水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。8番、佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） 我が町の水道事業は上水道と簡易水道と、両方の方法で給水されています。全体的に真室川町の給水コストというのは高いということで、当然ながら水道料金も郡内では一、二番に高いわけです。

今回町長の施政方針には出ていました。及位簡易水道、金山の浄水場から引っ張るといような計画で、ここに出資金なんかも出しているようですが、全体的にこの計画といのはどのようなものですか。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 及位統合簡易水道事業を実施してございますけれども、今現在及位の浄水場を建築してございます。今後その浄水棟のほうに膜ろ過装置等の、あと計装設備ですか、そういったものを整備しまして、及位の簡易水道を完了したいというようなことを予定してございます。

次に、釜淵地区でございますが、釜淵につきましては真室川の表流水を水源としまして、それを浄化して飲料に供しているところでございますが、現河川、真室川の表流水も豪雨等により濁度等が急激に発生する場合がございます。今現在緩速ろ過で浄水しているわけですが、そういった急激の濁度が発生した場合は、緩速ろ過ではろ過し切れないという課題を抱えてござ

います。

それで、当初は釜淵浄水を改築しまして、急速ろ過装置によって浄化機能を持たせるという  
ような計画でございましたけれども、広域の神室ダムのほうから、今真室川地区に給水してご  
ざいますが、広域の水のほうが近年基本料金、使用料金等が安くなってございまして、それを  
釜淵地区まで給水するに当たる分と、送水する分と、あと釜淵独自で急速ろ過装置設備等を設  
けた浄水場を整備するのと、コストを比較してございまして、広域の水を持っていったほうが  
安価になるという結果が出てございます。

また、維持管理等についても急速ろ過設備に関するもろもろの機械設備等が配置になる予定  
でございまして、それらを維持管理するには相当の技術者等の維持も必要になってきます。

そういった今後の長期的な面を見ますと、維持管理上も広域の水を引っ張ったほうが安全、  
安心な水の供給が可能になるというようなことで広域の水を持っていくような計画に変更した  
いと考えているところでございます。

○議長（佐藤忠吉） 8番、佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） 県の企業局の升沢ダム、まず全体的に水量にはかなり余力があるわけですか。  
それが1点と。

それから、釜淵まで当然ながら配管するわけですが、結構事業費も大きくなると思うのです  
が、まだそれまでいっていませんか。大体推測でどの程度の事業費になりますか。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 量的には、試算してございまして、広域の水を持っていく分には支障な  
い水量はございます。

あと、事業費でございまして、釜淵独自で水利するという計画の事業費では、これは及位統  
合簡易水道事業も含めてのものになります、7億2,900万ほどを見込んでございます。

上水道持っていく事業につきましては、6億9,600万ほどの事業を見込んでございます。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） 簡易水道は、釜淵のみならず安楽城にもあるわけですが、釜淵のものが濁ると  
いうわけなのですね。安楽城のほうは、これは取水のやり方が違うのか、割と濁らないような  
感じするのですが、やっぱりその辺の違いと。

それから、全体的に給水コストが下がるのであれば、例えば安楽城の簡易水道よりもそっち  
のほうがコストが安いとなれば、将来的には安楽城のほうにも引っ張るような考え、そういう  
事業をすることによって全体的な給水費、水道料金の引き下げにもなるのではないかと思うの  
ですが、それまではいきませんか。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 安楽城と釜淵、その濁りの件でございまして、安楽城は鮭川の左岸沿いに

井戸を設けてございまして、その井戸から給水してございます。ですので、河川が濁っても井戸は濁りません。その違いで、釜淵につきましては河川の表流水ですので、川が濁れば濁った水を浄化しているわけですが、緩速ろ過ではその浄化が満足に到達しないものですから、ややもすると若干濁った水が供給されるような結果になってございます。

県水を将来的に安楽城までつなげるかといいますと、特段安楽城につきましては、今申し上げましたように、安定した井戸を確保できております。

あと、差首鍋につきましても安定した水の供給が可能となってございますので、広域の水を安楽城のほうまで持っていくというような考えはございます。

あと、料金のほうでございしますが、水道のほうは一般会計のほうからも、この事業をやるにしても負担していただいているような状況でございまして、単価等を下げられるような今の実態にはなってございません。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第11、議案第29号** 平成24年度真室川町公共下水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第12、議案第30号** 平成24年度まむろ川温泉梅里苑事業特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。10番、五十嵐久芳君。

○10番(五十嵐久芳) 梅里苑会計事業、営業収益1,167万1,000円減収しているわけです。これ当初予算8,800万、そして23年度、次年度と比べますと、前年度は9,600万の予算を計上しておりました。今年度8,800万。これ何で800万落とした予算を24年度に計上したかと。これは、今回リニューアルしました、リニューアルの期間にやっぱり休業しなければならないと、こういうような考えでまず落とした予算を計上しておったと思います。

しかしながら、それ以上に減収しているわけです。この減収の主な理由と申しますか、それらはどんなところにあったのかなということ。

ちょっと認識不足になりますが、コテージなんかは営業していたのではないかなと思っていたのですが、こちら辺も含めてお願いします。

○議長(佐藤忠吉) 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長(八鍬重一) 収入減額の理由につきましては、まず第1に昨年度よりも当初比において減額させていただいているというのはご指摘のとおり、主に11月を中心に、11月、12月の休業分を見込んだ分を当初において減額をした上での見込みでありました。

さらに、今回の減収という事情につきましては、休業中については日帰り温泉、宿泊は休業しておりましたが、コテージ、それから遊楽館での宴会等の業務は運営をしておりました。

それにもかかわらずという分につきましては、前年度冬期にスキー大会の関係がありまして、宿泊が冬期に伸びているのでありましたが、当初それも期待したのですが、今年度の冬期においては宿泊の大きな伸びは期待できないというようなこと。

それから、入浴料につきましても休業前までの状況について計画を超えることができなかったというような事情で、大きくは宿泊、それからそれに伴う食事料の減額等で予定を下回っているというのが主たる原因であります。

コテージ等については、利用率が高くなったのでありますが、客単価という部分が低く、1部屋1等で1万数千円ですので、なかなか利用率が上がったとしても、全体をカバーするまでには至らないというような仕組みがありまして、今回の減額に至った事情でございます。

○議長(佐藤忠吉) 10番、五十嵐久芳君。

○10番(五十嵐久芳) 痛しかゆし、質問するのもちよっと大変だなというような実績なのですが、

端的に言いますと営業、何回も言われています。営業力がちょっと力が入っていないなという  
ような感じです。ここら辺をきっちりしていくように努力をしていかなければと思う。その思  
いと。

それから、この減収分を補った一つの財源、繰越利益剰余金で補填したとありました。この  
繰越利益剰余金の原資というのは、どこでこの剰余金が出てきているのか。そして、現在の  
剰余金の金額はどの程度の額になっているのか。それをお尋ねして終わります。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 営業に力が入っていないというご指摘でございます。従前ですと、日帰り  
についても、宿泊についても、いわゆる待っていればお客さんが来て、それなりにバランスが  
とれた経営ができたという事情がありますが、平成17年以降は日帰りのお客、それから宿泊の  
お客とも減少しながら今に至っている状況であります。なかなか景気状況の回復も望めない、  
町内事業者の立地等もなかなか簡単には望めないという状況の中で、今まで待っていると、た  
だの待ちという状況でありましたが、今度は外に行って、外からお客さんを連れてくるという  
ところにも重点を置くべく、例えば先般の議会の中でもご指摘があったように、外部に売るた  
めに、町内については町の回覧等を利用させていただきながら、それから商品をつくった場合  
には個別配布をしながらご案内をさせていただいているわけですけれども、町内においても新  
聞チラシの折り込み、それから事業所訪問、チラシの配布等をしてきているところですし、雪  
が解ける4月以降については庄内、あるいは秋田県南からの集客も期待できるということで、  
そちらの方面へも媒体を使った告知での集客増を予定しているところであります。

特にリニューアル後につきましては町外から、今までというのは固定客の皆様を支えられて  
いる部分があるのですが、新しいお客さんがふえているというふうに分分析しております。これ  
らの方をリピーターになっていただけるように、いつも楽しくて、居心地のいい日帰り施設に、  
新年度においては計画をしているところですし、さらに外部からお客様を連れてくるようにい  
ろいろ手だてを講じているところでございますので、ご理解いただければ幸いです。

（「繰越利益剰余金」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬君。

○産業課長（八鍬重一） もう一点ございました。いわゆる減収の財源についてですが、利益剰余金  
という現金を梅里苑特別会計の中で有してしまして、今年度の予定、前年度末の予定につきま  
しては2,512万9,354円という数字になっております。それを取り崩してというような形になり  
ます。

○議長（佐藤忠吉） 10番、五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） 2,512万ですね。残金があるということです。この原資は、どこから来てい  
るのかなと私ちょっと不思議に思うのですが、営業していて、一般会計からも持ち出しをして

おいて、——ですね、これは。こういうものがある。こういうのはあるのだろうと思うのですが、何でもこういうものを積み立てしておかなければならないのか。この会計は総務課長、どう感じているのですか。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 企業会計方式を採用しておりまして、新年度の会計の予算書のほうの平成24年度予定損益計算書及び予定貸借対照表ということで、その中に前年度繰越剰余金ということで、先ほど申し上げました数字が記載されています。ということで隠し金と、隠し財産ということではなくて、今までずっと明らかにしてきております剰余金、つまりは17年以前については黒字という経営が続いておりました。その黒字の累積がさっき申し上げた数字というふうになっています。

その金銭につきましては、梅里苑特別会計の中に保有しておりますし、町の監査委員からも毎月、それから毎年度監査を受けているという内容になっております。

○議長（佐藤忠吉） ほかに質疑ありますか。7番、大友又治君。

○7番（大友又治） 今の関連です。つまり翌年度繰越利益剰余金2,512万9,000円あると。これは、今までに私たちがいろいろ指摘したのは、一般会計から1,000万ぐらいずっと出しているのですよね、他会計繰入金で。それがあったので初めて、これそのまま残っていた。また予算のときにいきますが、来年度は当年度未処分利益剰余金は1,300万になるのですよね。つまりこれは梅里苑を独立会計にしたわけですね。今までは一般会計から入れていたけれども、それを入れないというふうにしたということなのですか、これ。

だから、もしこれがなくなったら、あとまた1,000万の赤字が出ると、あと300万しか残らないわけですね。だから、次はどうなりますか。これは予算のとき、またいきますけれども。その会計の翌年度繰越利益剰余金で処理するというのは今回が初めてですよね。今までは他会計繰入金で処理しましたよね。何で今回から、独立採算にしたということで、遊楽館を分けたからこの会計に、それはそれでいいのですが、したということですねということと。

では、これから、だったらずっとこれでいくということですね。つまり独立採算で、どこからももらわないように、これがなくならないように自己努力をすると。つまりこれがなくなったら倒産ですね。そどうでしょう。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 今年度のいわゆる赤字分を一般会計でなくて、持っている財産の中で処分するという方針については、改築の際に繰越剰余金、当然そのとき減収が見込まれるので、その際に原資として充ててはという計画を従前から持っておりました。それをこのたび実行したということでありませう。

次年度以降につきましては、当然収支均衡するように努力はするわけでありませうが、万が一

の赤字のときには、その際また執行部内での協議というふうなことになるかと思えます。

○議長（佐藤忠吉） 7番、大友又治君。

○7番（大友又治） こういう施設は、補修したりなんかするのは自分のところでやるのですよね、普通。どこへ行ったって、旅館だって、こういうスキー場みたいなところだって。これ全部ほかの会計で、例えばチップボイラーだってほかの会計で入れているわけです。梅里苑の中に一切入っていないわけですよね。梅里苑の改修工事についても別会計でやっているのですよね。普通民間の感覚から言えば、そういうのを全部自分のところで抱き込んで、そしてそこで減価償却をして、それでもなおかつ利益が上がるようにするのが民間の感覚なのです。

だから、今回からこういうふうなのを取り入れたということは、つまりもう一般会計からの繰り入れはなくしましょうと。そして、自分たちの努力でやっていきましょうという、そういうあらわれであればいいのですけれども、何かあったとき、またお願いしますではうまくないのかなと。

だから、今年度これやったので、これからもこのつもりでやっていくのかどうか。だから、なくなったら、またお願いしますというのか。さっき言ったように、あと1,300万しかないわけですから、また1,000万のこの赤字が出れば、あと300万しかない。また次の年に1,000万出たら、今度は三角の700万になる。その700万のときは、では一般会計から下さいというのか。その辺のどういうつもりなのかをちょっとお聞かせ願いたいと。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 梅里苑事業特別会計につきましては、議員おっしゃったとおり、いわゆる普通の民間企業の会計処理の方法等に準じまして、通常ですと公営企業法の中にルールがありまして、それに準じてやるというのが一般的であります。梅里苑事業につきましては従前は一般会計でやっていたと。ところが宿泊施設等の機能強化をした段階で、もっと明白化していきましょうということで企業会計の原則を取り入れながらルールにのっとってやってきたというものがあります。したがって、原則でということで、例えば資本整備、資本会計ですけれども、建物であったり、今回の改築についてもそうですが、一般会計のものを無償で借りるという形のものになっています。そのこと自体は、法令等に反したものではありませんけれども、おっしゃられるとおり、その部分を含めて計算した場合に梅里苑事業というものの存続やいかんという話になるのですけれども、その部分を資本会計でなくて、収支会計に主に特化した運営方法にしてきているというのが現状であります。

今後につきましても特別会計という事業をとっている建前上、当然収支均衡するという目標で今いきますが、もし赤字の場合、先ほど申しましたように一千数百万のうち、資本金もあるわけですから、いわゆる剰余金というのが1,000万ないという形になっております。それがなくなったらどうするかということについては、イコール梅里苑事業の廃止という部分も想定し

なければならぬわけですから、それと一般会計からの補填ということを含め合わせながら検討してまいりたいというふうに考えます。

○議長（佐藤忠吉） 7番、大友又治君。

○7番（大友又治） 私これこういうふうにしたということは、本当に独立採算でやろうとした、そういう心構えかなと思って、いや、これを貫き通してもらえればすごいなと思うのです。

というのは、例えばいつも我々指摘してきている病院事業とか、それから下水道とか水道事業とかというのは、必ずこちらに交付税措置がされるものがあるのです。繰り入れ基準なんていうのもあるのです。だから、これらのものは繰り入れていいよとか、それからそれに対しての交付税措置があるから、例えば2億1,000万、病院事業で一般会計から繰り入れたにしても、1,900万ぐらいの繰り入れ基準があったとか、それから1,600万もの交付税が来たとか、そういうものがついているのです。ところが梅里苑事業だけは、何もそれが無いわけです。だから、本当に民間の感覚でやっていかないと。

だから、せっかくこういう当年度未処分利益剰余金で処分するというふうにはばんと打ち出したのですから、だから、これがつまり今度はどんどんたまるようにやっぱり努力していかないと。その前の段階で、設備のことなんか全部他会計で出しているのです、みんな。だから、本当の収支だけです。だから、どれぐらい金がかかるか。例えば売り上げ1万のものをあれするために原価が何ぼだと、それは必ず利益が出るようになっているわけですから。だから、そこをやっぱり損益分岐点というものをきちっと示して、それでやっていって、民間の感覚を取り入れて。

それで足らなければ、先ほど同僚議員からも出たように、やっぱり営業に打って出るとか、例えば還暦のお祝いというのは必ず年に1回あるわけですから。だから、町内の中学校卒業したの、還暦の祝いは全部梅里苑でしましようというふうな持ちかけをするとか。こっちは人は余りおもしろくないかも知れないけれども、遠くから来る人は、帰ってくる人は梅里苑いはずなのですから、そういったセールスとか。支配人そういうことで今年度入れているように聞いていますけれども。

だから、そういった老人クラブだとか、それから婦人会だとか、いろんな組織、そういうところと連携して、それからある程度優遇措置も出して、そういうふうな営業をもっとして、そこへ人件費がかかっても、それにプラスになるような営業できればいいので、やっぱり民間の感覚を取り入れて、もっと集客をできるようないろんなイベントも考えながら、これまた予算のときにいろいろ出ると思いますから、これを貫くようにひとつお願いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 先ほどの私の発言の中で、ちょっと梅里苑事業の廃止というような、あたかもそのような話をしましたが、その分を削除させていただきたいと思います。そういった

ような想定と比較してというような意味合い、あるいは覚悟でというようなことでございます。

当然方向性につきましては、今大友議員おっしゃいましたように、待っているのは数字が上がらないという状況にありますので、きめ細かく外に出ていきながら数字を上げるように努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤忠吉） ここで10番、五十嵐久芳君に申し上げます。

先ほどの質問の中で「——」との発言が入っておりました。不穏当発言に当たりますので、取り消されたいと思いますので、ここで暫時休憩いたします。

（午後 2時02分）

（休 憩）

（午後 2時03分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

10番、五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） 先ほどの私の発言であります。大変不穏当な発言がありました。

よって、取り消すようお願いしたいと思います。よろしくお取り計らい願いたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） お諮りいたします。

ただいま10番、五十嵐久芳君の申し出のとおり取り消しを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認め、取り消し申し出を許可することに決定いたしました。

引き続き発言を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第13、発議第1号 真室川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定に**

ついでにこの件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第14**、発議第2号 真室川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定  
についての件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第15**、以上をもって本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれ  
をもって散会いたします。

次回3月13日の本会議は、午後4時より開会いたします。

本日はご苦労さまでした。

(午後 2時05分)